監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告について、 同条第9項及び八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和5年10月25日

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 同 八 百 康 子 同 南 方 武 同 松 田 憲 幸

記

- 1 定期監査
 - 成法中学校、志紀中学校 山本小学校、大正小学校、曙川小学校、南山本小学校
- 2 監査の結果に関する報告 別紙のとおり
- 3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査の結果に関する報告等については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市教育委員会

教育長 浦 上 弘 明 様

八尾市監査委員 吉川 慎一郎

同八百康子同南方武同松田憲幸

監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して 実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和5年5月30日から令和5年10月24日まで

2 監査の対象

成法中学校、志紀中学校 山本小学校、大正小学校、曙川小学校、南山本小学校

3 監査の対象事項

令和4年度の財務事務等

4 監査の着眼点

財務事務等が条例、規則のほか、八尾市学校徴収金等取扱要綱等に基づいた各事務処理金銭 等の台帳及び帳票類の整理、取扱現金の記帳・整理・入金等及び契約事務が適正かつ効率的に 行われているかを着眼点とした。

5 監査の実施方法

事前に学校監査調書の提出を求め、現地において、関係書類等を審査し、必要に応じて関係 職員からその執行状況の説明を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。

6 監査の結果

各学校の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、 改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては措置を 講じ、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努めること。なお、改善等を要する事 項について措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 学校徴収金等に係る事務について

学校徴収金等は、教育委員会において適正かつ円滑な会計処理のために定められた八尾市学校 徴収金等取扱要綱、八尾市学校徴収金取扱マニュアル及び八尾市学校徴収金未納対応マニュアル に基づき、各学校において事務処理が行われている。

- (1) 学年費において、その一部に未納があるため年度末における残金が各保護者に返金されていないものが見受けられた。未納金については、徴収等の対応を行う一方、残金の返金については、速やかにその対応方針を決定し、適切に処理すること。
- (2) 資金前渡金を支出後、精算処理が遅延しているものが見受けられた。現金取扱いのリスク軽減のほか不要な現金の保管は公私混同しているとの疑義を招くおそれがあるので、精算時期到来後速やかに精算手続を行うこと。
- (3) 林間学舎に係る業者選定や契約において、八尾市学校徴収金取扱マニュアルに記載されている手続が行われていないものが見受けられたので、それらの手続の適正化を図ること。

2 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に係る事務について

「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」は、児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取組を支援し、魅力ある学校づくりを推進することを目的とした市からの受託事業であり、子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱等に基づき、事業完了後は事業実施報告書を支出明細書等の添付書類とともに市に提出することとされている。

支出事務において、立替払により支出されているものが見受けられた。立替払によるリスクも 踏まえ、それによらないと業務に支障が生ずる場合に限定して行い、やむを得ず立替払をした場 合は速やかに精算するよう事務処理を改めること。

3 八尾市学校体育施設開放事業に係る事務について

学校体育施設は、八尾市学校体育施設開放条例に基づき教育委員会規則で定めるところにより あらかじめ教育委員会に登録した者でなければ使用することができないとされている。また、 使用団体は同条例施行規則に基づき、年度ごとに学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員 会」という。)を通じて教育委員会に学校体育施設使用団体登録書を提出しなければならないとされている。

事業終了後に運営委員会から提出された事業実績報告書、収支決算書を確認したところ、運動場を開放した実績がなかったにもかかわらず、同登録書が未提出の団体に開放し、また、当該団体が使用する物品を購入した事例が見受けられた。未登録の団体に対する委託料の支出は、当該事業の目的外の支出との疑義を招くおそれがあるので、当該団体に係る登録の手続を行うよう適正な事務処理に改めること。